

## 愛知県立大学グローバル実践教育推進室規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学長および副学長（戦略企画）のもとに設置するグローバル実践教育推進室（以下「推進室」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 推進室は、愛知県立大学新グローバル人材育成事業におけるグローバル実践教育事業を円滑かつ組織的に推進することを目的とする。

### (業務)

第3条 推進室は、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 「グローバル実践教育プログラム」の企画・運営・改善に関する業務。
- (2) iCoToBa（多言語学習センター）の運営に関する業務。
- (3) その他室長が必要と認めるグローバル実践教育に必要な業務。

### (組織)

第4条 推進室は、次の者をもって組織する。

- (1) 室長
  - (2) 副室長 1名
  - (3) 室員 6名
  - (4) 室長が指名する事務職員
  - (5) その他室長が必要と認めた者
- 2 室長は、教養教育センター長または教養教育センター副センター長をもって充てる。
  - 3 副室長は、室長が室員以外から指名する。
  - 4 室員は、コーディネータ教員および各学部から選出された者各1名とする。

### (任期)

第5条 室長の任期はその在任期間とする。

- 2 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 各学部から選出された室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

### (庶務)

第6条 推進室の庶務は、学務課が担当する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。